



～ チャイルドの経営コンサルタント監修による～

選ばれる園に
なるための

メルマガ



株式会社 幼保経営サービス・コンサルティング部



チャイルド ふれんず

給付費・委託費の減算について

(株)幼保経営サービス コンサルティング部では、法人・園の経営・運営の悩み事に対応しています。
チャイルドグループの各事業部のノウハウを Q&A 形式でお届けします。

Q

給付費・委託費の減算について教えてください

今年度より給付費・委託費について新たに減算項目が設けられたと聞きました。従来設けられていた『職員配置基準を満たさない場合』や『土曜日の閉所』・『定員を恒常的に超過する』等以外のケースで減算される条件について教えてください。



A

今年度、新たな減算条件が創設されました

令和8年4月付で、同年7月から適用される二つの『減算条件』が創設されました。

一つ目は『安全計画の策定等をしていない場合』の減算です。

保育所とこども園で要件は異なりますが『計画の策定』・『計画に定める取組の実施（研修等）』・『職員や保護者への周知』・『必要に応じた計画の変更』等が実施されているかによって、適用が判断され、適用されると『1,350円/月』の減算額となります。

二つ目が『経営情報等の報告を行っていない場合』の減算です。

報告期限から3か月以上の経過、市町村等の指摘から概ね1か月以内に適切な報告がされない場合等に減算が適用され、基本分単価の5%が減算とされています。

詳しい内容は、所轄庁への確認や、下記のホームページで公開されている情報をご確認いただき、減算の適用にならないよう、ご注意ください。

詳細は <https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>

※ こども家庭庁 HP 『公定価格に関する情報』（令和8年度公定価格・基準等の見直し事項⇒8ページ・14ページを参照）

事業部紹介

株式会社 幼保経営サービス コンサルティング部

チャイルド社グループの幼保経営サービスだからこそできる経営コンサルで園を強力にサポートしています。

①経営・運営コンサル ②マーケティング・ブランディングコンサル ③新園・新施設設立コンサル ④認定こども園移行コンサルなどに関して、分析・助言・提案・サポートを行っています。



株式会社 幼保経営サービス

コンサルティング部 ディレクター 東京弁護士会所属 柴田 洋平（弁護士・保育士）

TEL 03-6915-1910 Email yohokeiei_consulting@child.co.jp

HP <https://www.ans.co.jp/youho/consult.html>

